

# 厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 令和3年7月17日(土)  
9時26分開会 13時06分閉会  
(現地調査：10:59~11:47)
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室、町内
- 3 出席議員 委員長：口田邦男 副委員長：山下清美  
委 員：深沼達生、川上 均、中河つる子、高橋政悦  
議 長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本 尚彦、次長兼総務係長：宇都宮学
- 5 説明員  
子育て支援課：課長 近藤芳行、課長補佐 寺岡淳子、児童保育係長 岡田裕二  
清水学童クラブ所長 大石正人(現地調査のみ)、しみず保育所所長 恩田喜久子(現地調査のみ)
- 6 議 件  
  
(1) 所管事務調査について  
・ 保育所の運営について  
・ 学童保育の運営について  
(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

(1) 所管事務調査について

- ・ 保育所の運営について
- ・ 学童保育の運営について

委員長（口田邦男）：皆さん、おはようございます。非常に暑い中、予想では35度まで上がるというような予想であるが、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、担当課の皆さん、そして事務局の皆さん、今日は土曜日にも関わらず御出席いただいて誠にありがとうございます。これもコロナの密を避けるための苦肉の策であるので、1つ御了承のほどお願い申し上げたいと思う。それでは、只今より、厚生文教常任委員会を開会する。所管事務調査に入らせていただく。保育所の運営についてと学童保育の運営についてであるけれども、本日の日程等については事務局のほうから説明をお願いします。

田本局長：本日の所管事務調査の日程について概略を御説明させていただく。まずこの会場において、資料に基づき担当課より概要の説明、質疑を進めてまいりたいと思う。大体1時間程度をめどに進めてまいりたいと考えている。その後、移動して施設の視察ということで、最初に清水町児童館、概ね10時40分から20分程度。そして隣接するしみず保育所の視察のほうに移る。しみず保育所では今回給食の副食の試食を併せて状況の確認をすることとなっている。そちらのほうで施設の視察の後、この2つの施設の視察についての質疑のお時間を取っていただいて確認をしていただきたいというふうに考えている。この概要の説明、それから視察について午前中で日程を進めて12時から13時までは昼休憩をとり、午後からまとめということで進めていければというふうに大まかな日程を組んでいる。状況に応じて、また委員の皆様、委員長の御判断によって、日程については調整をしてみたいというふうに考えている。以上である。

委員長：それでは、只今、事務局から説明があったとおりに進めさせていただきたいと思う。それでは、早速ではあるけれども、調査に入らせていただく。説明をお願いします。

子育て支援課長（近藤芳行）：（出席説明員紹介）

それでは、私のほうから皆さんにお配りした資料について、御説明をさせていただきたいと思う。今回の調査の内容ということで、保育所の運営についてと学童保育の運営についてという2点で、添付資料としては下のほうに6つほどの内容のものを付けている。保育所の児童数であるとかコロナの対策について、あとは学校給食の運営状況、あとは学童クラブの運営状況や人数、最後に今、学童クラブで使っている施設の平面図等を付けていて、その辺のことも説明させていただきたいと思っている。それでは、早速説明させていただく。まず、1ページ目をめくっていただきたい。まず、1番、本町の保育施設の入所児童数ということで、5年前からの分を載せている。上のほうには常設保育所、当初、清水第1、第2だったが、それがしみず保育所になったということでこのような推移を載せている。その下には御影こども園ということで、常設保育所の人数としては、平成28年度には266名入所していたが、現在4月1日現在で189名ということで、人数的に減ってきているというような状況である。清水のほうとして、5年前から比べて48名ほど減っていて、御影のほうでは29名減ってきているということである。下のほうに幼稚園があ

るが、幼稚園のほうも40名ほどいた人数が現在27名と、1名新得の子が来ているので、入っている子は28名であるが、こちら13名ほど減ってきているというような状況である。全てを足すと、網掛けをしているところがあるが、入所合計ということで平成28年に316名だったところが、現在216名ということで100名ほど減っていて、3割ちょっと減ってきているというような状況である。就学前人口、この全体の入っていない子も含めた人数であるが、平成28年には436名いたところ、現在291名ということでこちら145名ほど減っていて、入所数以上に減っている。ただし、1番下書いている入所率であるが、保育所、幼稚園に入っている子どもたちの数については逆に平成28年度よりも令和3年度のほうが74.2%ということで若干増えている。ここは増減しているが、そんなに極端に減ったりとか増えたりとかはしないで、大体70%前後の辺で動いているというような状況である。次に2番目になるが、年齢別児童数ということで参考までに載せている。こちら大体そんなに大きな増減はないが、要は1歳児の学年が少なければその5年後は何歳児が少なくなるという流れになってしまうので、その流れで動いていくが、ただ全体の人数を見ると、やはり平成28年度から令和3年度にかけては77人ぐらい減っているということで3割ぐらい減っている。これは常設保育所のみの方の動向になる。

次のページ、2ページ御覧ください。皆さん御承知のとおり、しみず保育所のほうでコロナが発生してしまったということで、いろいろとコロナ対策について事業所等も含めて協議をさせていただいて、マニュアルではないが、皆さんで共有しましょうということで作らせていただいたものがある。これがまず2ページが(1)新型コロナウイルス感染が確認された場合等の対応についてということで、大まかな流れを皆さんで共有しましょうということで作らせてもらった。1番上の四角の囲みであるが、園児または同居家族がPCR検査、または抗原検査を受けることになった場合には、まずは施設長に連絡をいただくと。それで、結果が出るまで園児の方、あと同居家族の方は登園、送迎を禁止するということを決めさせていただいた。この辺を決めていないと、結局検査を受けることになっても、陽性か陰性か分からない段階で送ってきたりだとか、あと子どもさんが来たりということがあるので。まず、施設については今徹底してコロナ対策、消毒等をしている。以前にも増して、うち清水の保育所についてはノロが流行ったりとかしてかなり厳しくもしていたが、更にワンステップ上げて施設内の消毒は徹底してやらせていただいているところである。今回のことで1番怖いというか危ないなと思ったのは、外から入ってくるということも止めなければならぬということ、そこをちょっと徹底してやってみようということでこういう形で決めさせてもらった。そして、3つ目の四角の囲みになるが、結果が出た場合にはその施設長に電話連絡をいただき、左側の四角の囲みになるが、園児が陰性の場合には通常どおり、園児が陽性の場合には今回でいけば休園措置、そして全職員、全園児PCR検査、そして経過観察終了後に再開、限定保育の実施も検討するというのを載せている。それと同時に保健所と協議が必要になってくるので、消毒作業だとか濃厚接触者の確認、休園再開協議、いつ再開するかということも保健所のほうに御指導いただきながら決めていくというような流れになる。そして、3ページ目になるが、これはパターン別の対応ということで、パターン1、2、3ということで園児が濃厚接触者だった場合、あとは園児が陽性だった場合、あとは同居家族が濃厚接触者で園児が濃厚

接触者でない場合。いろいろなパターンがあって、このときはどうする、このときはどうするということになってしまうので、1つ原則を決めさせてもらった。なので、それぞれの保育士が間違っただけで答えることがないように皆さんでこれを共有しようということで作らせてもらった。今回はパターン2が当てはまるのだが、園児の方が陽性だったということである。その場合は、全職員、全園児を濃厚接触者として見なして、PCR検査をすると。そして、施設も直ちに閉所と。保健所からの調査を待っていると、タイムラグができてしまうので、もう正式な濃厚接触者が決まる前に濃厚接触者と見なして、全職員、全園児をPCR検査しようということで今回は進めさせてもらった。それと同時に検査をしているときに濃厚接触者の調査を保健所が行うというような流れになる。そして、その下であるが全員陰性の場合には保健所と協議して平常保育の再開の期間、いつから始めるかというのを相談してもらい、そして必要があれば今回みたいに限定保育、やはりあまり受けられない期間を多くするとどうしても預けなければならないという家庭があるので、そういう方のために限定保育を開くというようなことで今回は進めさせてもらった。今回は陽性者いなかったが、もしこの検査で陽性者がいた場合は、今回いなかったので詳しくは分からないところもあるが、もう1回保健所と協議して保護者への周知の方法も考えなければならぬし、濃厚接触者をもう1回再特定する必要がある。今回は何名かその子に関わる濃厚接触者ということで選定されているが、今度違うところで出た場合はそこに関わる濃厚接触者というのが出てくるかもしれないので、ただそのときには保育所には来ていないので、もしかしたら濃厚接触者はもう出ないのかもしれないが、その辺も保健所の方とお話をさせていただいて、対応していく必要があるということになるかと思う。この全員陰性から左側に矢印が出ているが、今回でいけば濃厚接触者の方も全員陰性であった。全員陰性だったので、濃厚接触者の方については健康観察期間ということで14日間過ぎるまで休んでいただくというような形になるが、そのときに同居家族の方で濃厚接触者の家族の方というのは濃厚接触者ではないので、本来は制限はされるものではなくて、保健所からは特に何にも制限されるものではないが、やはり幼児施設とか幼稚園も含めてなのであるが、マスクもできないというような状況、あとは保育の仕方がどうしても密接な対応をしてしまうということなのでうちのほうからそのような状況であるので、御兄弟についてもできるだけ休んでほしいということをお願いをさせていただいているのがここに書いてあることである。これ園児の方と書いてあるが、下のほうに米印で書いてあるが、職員についても同様の扱いをすると。職員が陽性になっても全員PCR検査をするというような流れになるかと思う。次のページを見てもらって、ここは感染状況等による施設利用等についてということで4つのパターンを載せている。例えば、同居家族の方が濃厚接触者で園児の方が濃厚接触者でない場合、こういう場合も園児の方は濃厚接触者ではないので本来は保育所に来てもいいが、ただ、濃厚接触者というのはその2週間の間に発症するかも、潜伏期間かもしれないということもあるので、その14日間、家族の方が健康観察期間、大丈夫であるとなるまでは休んでもらうように、強制ではないが願いをしている。要は、1回目のPCR検査で家族大丈夫ということで子どもが来ていた、そこで家族が陽性になった場合に、発病した場合にはこの子どもが濃厚接触者になるので、その方がまた来ていたということで、また後手後手にまわってしまうというところがあるので、その時

点でなるべくリスクのある対応は避けるということで、これはもうお願いであるがそのような形で統一させてもらっている。あと、3つ目の四角の囲みになるが、同居家族は濃厚接触者ではなくて、園児の方が濃厚接触者だった場合ちいうのは、当然園児の方は健康観察期間が終了するまでは保育所のほうには来ないようにということでお控え願う。その下であるが、そのときに先ほど言ったように、大体、保育所は兄弟の方も結構いるので、お兄ちゃんになった場合は妹も休んでほしいということをごお願いしている。理由としては今言ったように潜伏期間かもしれないということもあるので、濃厚接触者の健康観察期間が終えて大丈夫となるまでは御兄弟もお休みしてほしいということをお願いをしている。1番最後の段であるが、これが今回のパターンになるが、同居家族は濃厚接触がもちろんない。ただ園児は通園施設で感染者が確認されたためPCR検査を実施した。今回140何名検査したが、そのときの施設の利用は、当然陰性であるので保育所が再開したときに来てもらうということが書いてあるが、この右側、家族へのお願いということで、今回これを御家族にお願いして、いろいろと皆様に多大な人数の方に御迷惑をおかけしたところであるが、園児の陰性が確認されるまでは同居する家族の出勤、登校等もできるだけお控えいただくようお願いするということをお願いをさせてもらった。なので、職場と相談して行かなかった方も多かったと思うし、あと学校のほうも、子供、弟が例えば陰性となるまでは自主的に休んでいただいた方も多かったというふうに聞いている。ここを今回お願いして、皆様方には御協力をいただいたというところである。次のページ、5ページ御覧ください。これは保護者の方に、こども園と保育所のパターンであるが、お願いをするということをごまとめさせえいただいたもので、各保育所でこれをまた違う形で文書にして出したりとかしているが、御影こども園、あと清水の保育所でもう既に通知させてもらって、このように対応させていただいている。まず1つ目であるが、ここが水際対策ということで先ほどからお願いして言っているが、お子様、同居する家族が1、2、3に該当する場合には連絡をほしいということをお願いしている。1つ目は陽性と判明した場合、2つ目は濃厚接触者になった場合、3つ目についてはPCR検査、または抗原検査を受けることになった場合。この3つが決まった時点でまずは御一報をお願いするということをお願いをしている。次の2番目については、お子さん、または同居する家族の方がPCR検査、抗原検査を受けることになった場合は、その結果が分かるまでは子どもの登園もそうなのですが、親御さんについても送迎を控えてほしいということをお願いをさせていただいている。4つ目であるが、お子様の健康状態により一層に御留意をいただき、特に熱、咳、このような風邪の症状がある場合には、登園を控えてほしいということをお願いしている。そして、発熱したときには平熱に戻ったことを確認するために、解熱後24時間以上経過してから登園してほしいということをお願いをしている。そして、6番目であるが、保護者とほかの園児の接触を極力少なくするために、送迎時における保護者の保育室への入室はできるだけお控えしてほしいということをお願いしている。子どもの受け渡しについては原則保育室の入口、または玄関で行う。今まで幼稚園については玄関で受けて、幼稚園の先生に連れられて部屋に行っていたが、保育所はやはり小さい子どもとかもいっぱいいるので、今までは保育室の中まで子どもを抱っこしてきたりしていた。それで、ただ、やはりなるべくそのほかの家族の方とほかの子どもに接触する機会を少なくできない

かということでもいろいろ考えて、全国的な流れもいろいろと調べるところからいろいろと調べて、それができるかということでも保育士と確認したらいろいろと考えていただいて、今はこのような形にしている。入口まで来て、そこで子どもを受けて、かばんもこちらに入れてもらって、玄関のフロアの中には家族の方は入らないようにということで今はそれをできているというような状況である。あと、1番最後の8番目であるが、感染拡大のリスクの一因となる合同保育の人数をなるべく少なくするため可能な限り保育時間を短くすることに御協力をお願いするということが頼んでいる。これ何かというと、保育所は、朝もそうであるが、最初と最後に合同でクラス的な保育ではなくて合同で保育をする時間というのがあって、その時間を例えばお母さんに早く迎えに来てもらえればその分その合同保育する子どもの数が減ってくるので、無理は言わないができるだけ今の時期、この状況の間だけでも、例えば仕事終わったらすぐに迎えに来てもらうだとか、そういう形でなるべく子どもを密に避けるようにしていきたいというお願いをさせてもらっている。これはその家庭ができる範囲でお願いしていることであるので、その家庭の事情があるのでそこは無理にお願いしているものではないが、なるべくリスクを消去していくことを考えて。やはり入口のそれ以上入れないということと、合同保育を少なくするというをやっていきなという今うちの施設のほうでは対応しているということである。コロナ対策については以上のようなことになる。

6ページを見てもらって、今度は保育施設の給食委託の運営状況について御説明をさせていただく。1番目、委託年度は令和2年度から始まって今年が2か年度目ということになる。委託料であるが、令和2年度初年度については予算が5,593万円、契約金額としては月間管理費ということで、これは固定費である。人件費、あと消耗品、マスク、手袋、帽子とかサランラップ代とか消毒というのも含めて管理費に入るが、あとは調理員の毎月ある検便代だとか、そういうものも全て含まれてくる場所である。あとは被服費、服代、そういうものも含めて月296万円、税抜きということで契約初年度はしていた。食事というのは、これが提供する給食とかおやつである。これも税抜きで給食については1食145円、消費税を入れると160円ぐらいになるが、今回皆様方に試食してもらった食事1食この金額になる、おやつについては40円、あるいは60円ということになる。決算額としては5,389万2,128円ということで令和2年度決算額が確定している。本年度の令和3年度であるが予算額が5,621万9,000円、前年比28万9,000円ほど増えている。これは調理員の人件費増額分とあと当初食料費、食材費となるべく町内ということをお願いしていたことがあって、その分の分をちょっと増額していたみたいだが、御承知のとおり町内から全て入れる、50%というのは難しいということになったので、食事費についてはその部分は145円という金額に戻しているというようなことである。当初はここを税込み170円ぐらいで多分予算を作っていたはずである。契約額については月間管理費が306万2,306円、前年比10万円ほど増えている。食事費については給食145円、おやつが40円、60円ということになっている。3番目になるが、業務従事者数ということで、7月1日現在のしみず保育所のほうの調理員の人数であるが、社員が3名、このうち町外者が1名いる。パート職員が5名、これも町外者が1名いる。この2名については6月の前に辞めた方がいて、その方々をちょっといろいろと探しているという話で議会のときも説明させても

らったと思うが、ちょっと町外の方であるが2名見つかったということで7月1日現在で2人入ってきているということになる。御影こども園のほうの調理員については、これはあまり変わらないが、社員としては2名、パート職員としては5名ということになっている。調理員以外にマネージャーという方が1名いて、あと栄養士1名が常勤しているというような状況である。4つ目であるが、これは去年1回やらせてもらった保護者への給食体験会。去年は試食会ということで開催させてもらったが、今年については一応8月から3月まで各月1回、両施設ともどこか日にちを決めて実施していきたいということで進めている。対象は3歳以上児、3歳から5歳児の保護者の方。人数については、各施設1回4名までということで希望のある方を募って各月1回給食体験会をしていきたいと思いますということで進めている。次、7ページ御覧ください。ちょっと数字がいっぱい載せてあるが、委託料について、ちょっと比較できるように載せた。1番目が委託料ということで令和2年度にどれだけお金がかかったかということで載せている。1番右下に書いてあるが、先ほど言ったように5,389万2,128円ということでこれが決算額になる。内訳としては、清水と御影それぞれ管理費、食事費というのがあって、この内訳になっている。管理費というのが先ほどの主なものは人件費、あるいは消耗品とかの部分を含めたもので、食事費というのは1食145円税抜きであるので、その食数分毎月払っているということになる。2番目が直営のときの経費ということで、人件費と食材費のみ載せている。なので、消耗品とかいろいろ買っている部分はあるが、それはここには載っていない。直営のときの令和元年度はトータル3,608万8,670円ということになっていて、3番目に比較ということで令和2年度実績の元年度に対する比較ということで載せている。これを見ると、食材費についてはさほど、清水のほうでは60万円ほど安くなっているし、こども園のほうについては5万円ほど高くなっているが、直営のときというのはこの食材費というのは食材の原料費なのである。そして、上のほうの委託料は1食いくらというふうに払っているの、実際何がいくらかかったかということまでは分からないが、比較としてはこのような形になっている。トータルすると1,700万円ほど増えている状況であるが、この中で先ほど言ったように令和元年度に載っていない令和2年度の諸経費分を抜かしていただいた。これもあくまでも概算であるが、委託契約するときの向こうの見積額としては430万円ぐらい被服費とか消耗品とかにかかるということだったので、それを差し引いて単純に計算すると1,300万円ほど経費としては増えているということになっている。次のページ、8ページを御覧ください。こちらが委託契約をした中の仕様書の中に書かれている遵守事項ということである。これを私どもとあと委託会社のほう、委託先のほうで常に共有しながらこれをしっかり実施できるようにということで進めている。例えば上から4番目では専門的な立場から必要な指導を行うことができる栄養士をしっかりと確保してほしいということで、これは当然確保されているところである。あと6番目であるが、栄養士は園児の身体発育状況や家庭での実態把握に努めて食育計画等への効果的な反映やその評価について専門的な助言を行うことということでこの辺のことも栄養士のほうにしっかりと求めていっているということである。例えば、9番目、アレルギー食や乳児食、離乳食とかも含めてであるが、その辺の対応もしっかりとやってもらえるようにということでお願いしていて、アレルギー、あるいは離乳食についてもしっかりと対応をしていっているところで

ある。例えば 13 番目になるが、委託者及び施設長と業務に関する情報交換を常に行うこと。しみず保育所のほうに常に栄養士はいるので、しみず保育所の施設長とは情報共有はいろいろできる。あとは給食会議というのが毎月 1 回あって、その中で御影こども園にも来てもらって、あと私たち担当も出て 1 か月の給食について、こういう給食があったがこういうふうにしてもらいたいという要望とかも出して、それを対応してもらっているというようなことで改善点とかがあればお願いしていろいろと対応を取ってもらっているというようなことである。15 番目であるが、ここが令和 2 年度と 3 年度で変更したところである。当初は町内業者 50% から購入するということがあったが、それはちょっと難しくなったということで時期に生産された食材を町内業者から入れてもらって使用するようにしてほしいということで令和 3 年度は変えさせてもらった。今年の 4 月からのメニューを見ると、例えばコスモスファームさんあたりはいろいろと肉を寄附、提供いただいているので入れさせてもらっているが、最近多くなってきたのは清水町産ブロッコリーとかということで、一応その産地が分かるように入れてほしいということでお願いしていて、8 月はやはり野菜の量が増えてきているので、結構メニューの中に清水産が出てきたりとかして、結構子どもたちにも清水でこういうもの採れているとか清水のこういうものがあるということで、お母さんの目に入るようにメニューのほうにはどんどん入れるようにさせてもらって、清水ではこういうものが特産品として採れているというのが分かるような形で食育も含めて進めていっているということである。

次、学童クラブの運営状況について御説明をさせてもらおう。9 ページになる。学童クラブの運営状況ということで、1 番目が在籍児童数及び利用人数についてということで、これは別紙ということで後に付いているので、後ほど御説明させてもらおう。まず職員数についてであるが、清水の学童クラブについては、正職員 1 名、2 号職員 4 名、1 号職員 6 名の 11 名で主に対応している。御影の学童クラブについては正職員 1 名、2 号職員 2 名、1 号職員 5 名ということで 8 名ということで進めている。学童クラブとしては計 19 名で進めているということである。3 番目、使用施設についてということで、清水の学童クラブについては 2 つの施設を使っている。1 つは清水小学校の一部を借用して学童のほうを開いていて、4 教室、教室を 4 つ借りている。あと体育館、夏とかについてはグラウンドもお借りして、そちらのほうを利用して運営をさせてもらっている。2 つ目になるが、児童館のほうを使っている。児童館については昭和 56 年 3 月に建設されている。構造は鉄筋コンクリート、敷地面積等は以下の通りである。この二手に分かれて利用しているが、基本的には学童だけという人は児童館のほうに来るが、少年団に入っている子だとか、あとバス待ちもしている子だとかいろいろある。そういう方については小学校利用ということで、分かれて使っているということである。子どもたちの状況に合わせて分けて使っているということである。御影の学童クラブについては、世代間交流センターの一部を借用して使っている。2 階の児童福祉施設、2 階は全面借りていて、ここはもうすごいスペースが広いのだが、後ほど平面図で御説明させていただく。あと 1 階にゲートボール場があったところがあって、そこが軽スポーツ場として広いスペースがあるがそこも体育館代わりに使わせてもらっているということである。4 番目であるが、今後の施設の利用についてということで、選択肢としては 4 つほどあるかなと思うが、まだはっきりとは決まっ



ていないところである。学童についてはやはり小学校のほうをお借りしているということと、やはり児童館が昭和 56 年竣工ということで若干やはり古くなってきて、いろいろと改修しなければならないこととかも多くなって、毎年いろいろ改修とか修繕して使っているが、その利用をどうしていこうかということでいろいろと方策を考えているところである。既存の施設を修繕して使用していくのかという 1 番目の案か、あるいは 2 番目の他の未利用施設を使用していく、例えば幼稚園、令和 5 年にはこども園に移行するので、幼稚園が空くことになるが、ただ幼稚園の耐震化の問題であるとか、あるいはトイレの問題とかもあるので、改修が結構必要になってくるということがある。その辺のことも踏まえながらどうしていくのかということになっていこうかと思う。あと 3 つ目としては、学校の使用のみに統合する。後ほど説明するが、今学校から 4 教室を借りているが、逆側の教室も 4 つか 5 つあるので、1 階のそのフロア全部借りるという方法もあるが、ただやはり幅がすごく広がってしまうので目配りがなかなか難しというのを現場のほうから聞いているので、ちょっとその辺も踏まえて何が 1 番いいのかということを検討していかなければならないかなというふうに考えている。4 番目については、新施設の建設ということもあろうかと思う。次のページ、10 ページになる。今学童にどれだけの人数が来ているかということ載せている。まず 1 番目については、学童クラブの在籍者数ということで載せている。学童クラブ、単位ごとに概ね国のほうでは 40 人以内というような指標が出ているが、マックス 70 名までいいということになっている。今、清水地区については第一学童クラブ、第二学童クラブということで先ほど言ったように場所で分けているわけではないが、登録で分けている。1 クラブ 50 名という定員にして、清水のほうとしては 100 名という定員で進めている。清水の学童計があるが、現在、令和 3 年度については 4 月 1 日現在で 139 名ということで定員に対しては超えている。定員 100 名のところ 139 名になっているが、後ほど説明するが、来ている子は登録している、在籍はしているが、実際この人数全員は来ないので、定員数を超える利用はないということでちょっと後ほど説明させてもらう。御影学童クラブについては 76 名ということで、定員が 60 名のところ 76 名来ている、登録しているということになっている。合計で清水町全体としては 215 名が 4 月 1 日現在で登録されているということになっている。下のほうに児童数と入所率ということで載せている。上のほうは、清水小学校の学童の入所率になる。やはり入所率がどんどん増えていて、令和 3 年度については、1 年生から 6 年生までの 43.2%の方が入所しているということになっている。御影については、71.7%ということで、7 割近くの方が登録されているということになっている。これ町全体でいくと 50%ちょっと超えるぐらい、半分ぐらいの子が登録していると。平成 28 年のときは 45.5%なので、比べると 4.7 ポイント増えているということで、若干増えていってはいる。ただちょっと平成 30 年とか令和元年度のほうが 57.9%、54.9%というふうに増えているので、若干減ってきていると。山なりになっている。上がって、下がってみたい感じになっているような状況である。2 番目、放課後子ども教室というのがあって、学童はお父さん、お母さんがお仕事をされていて保育が必要ある子どもたちで、放課後子ども教室は放課後の子どもの居場所を作るということの事業で、当初、元々社会教育課でカワソククラブとかでペットボトルロケットを作ったりとか何かいろいろやったと思う。それを引き継いでいるような事業

で、子どもの居場所を作りましょうというような事業で、こちらのほうに登録されている方もいる。あとはバスを待っている子、農村地区の子だとかがいるので、その子たちがバスを待っている間に小学校のところで一緒に活動をしているというような子がいて、その子たちが令和3年度では大体68名ぐらい。今ちょっと少し増えたりとかしているが、68名ぐらいいるよということになる。次のページ、11ページを御覧ください。3番、学童クラブの利用人数であるが、実際登録している人数は定員をオーバーしている。ただ、利用としては超えていないということをごちらのほうで記載している。真ん中辺りに清水学童計ということで載せているが、1番大事なのは平日というところ。土日と春休みは全然来る子どもが減るので、平日を見てみると清水でいけば4月96.9人ということで100人にはいっていない。ギリギリであるが、これは平均である。多い日もあれば少ない日もあるが、平均でいけば5月については95.7人、6月については96.8人ということでギリギリであるが定員は超えていないということである。御影については下のほうに載せてある。御影については、4月については50人ほど、5月については52人、6月については47人ということで、御影についても定員は超えていないということで、一応平均すると定員を超える利用は今ありませんということになっている。次、めくってもらって、4枚ほど平面図を付けている。こちらが今利用している学童の施設の平面図である。1枚目の平面図であるが、清水町児童館というふうに左上に書いてあると思うが、これが児童館の平面図である。平米数と部屋の名前を入れているが、よく使うのが左下の2つ教室である。教室1、2というのがあって、ここに2つ区切られている、後ほど行かれると思うが、2教室に分かれていて、大体ここで10人から25人ぐらいが平日使っているというような感じである。左上に遊戯室とあるが、これがちょっと大きな体育館みたいなところである。ここで大体10人から30人ぐらい子どもがサッカーをやったりとかいろいろできるということである。あと、右側のほうに、右上のほうにホール、和室とあるが、ホールにはテレビがあってDVDが見ることができたりするとかするスペースである。右側に和室があって、ここは小上がりみたいになっていて、いろいろと机があったりとかして過ごせるようなところで、大体10人から25人ぐらい使っているようなところである。あと1つが右下に図書室とある。ここは本が置いてあるところであるが、この利用も大体5人から10人ぐらいということで。平日は大体55人から75人ぐらいの間で使っているというような状況である。次のページを見てもらって、これが小学校のほうの清水の学童である。上側が北側になるので、北側のほうの右の4教室を使っている。1教室という名称がついているが、1教室から4教室までのつながった4教室を借りて使っている。1教室63平米ぐらいであるので、学童は1人1.6何平米のスペースが必要ということなので、大体マックス38人ぐらい入れるが、ただこのコロナの時代なので38名入れるということには当然ならないので、定員としては38名ぐらいは入れるが、大体20名からちょっと超えるぐらいが多いときにいっしょやるといようなことで、この4教室で机があるところではボードゲームやったりとか、あとは宿題やったりとか。あと何も置いていないところがあるので、そこでは一輪車、この廊下のところも含めて一輪車をやったりとかいうふうにして子どもたちは過ごしている。そして、このあと上のほうに体育館があるが、体育館に行事がないときは使えるので、そこで30人ぐらいでバドミントンやったりとかあとはドッジボール

やったりバスケットボールやったりということで、子どもたちはそこの辺で体を動かしているというような状況である。あとは、晴れたときにはグラウンド使ったりできるので、そこの辺も利用させてもらっている。あと、次のページ、世代間交流センターである。こちらのほうは2階のスペースで、左側がプレイルーム、広い部屋である。20人ぐらい使っているが、右下のほうに教室があって、ここに大体30人ぐらいで毎日使っていると。右の上には図書室があるので、こちらのほうでも10人ぐらいが利用しているというようなことで、学童クラブも大体40人から60人ぐらい平均で来ているということである。最後のページが先ほど言ったゲートボール場、軽スポーツ場になるので、こちらのほうでサッカーをやったりとかいろいろできるので過ごしているということである。ちょっと長くなってしまったが、私のほうの説明とさせてもらおう。

委員長：それでは、只今、子育て支援課より概要説明を受けた。ここで質疑をしたいと思うが、10時40分より学童保育所、しみず保育所のほうへ行かなければならないので、それまでの間、質疑を受ける。何かあるか。高橋委員。

高橋委員：確認したいことが何点か。1ページ目の就学前人口について、この年齢割合というか、要するに入所者が令和3年度だと216、就学前人口が291ということは、75人は入っていると。その年齢区分というか。要するに、3歳以前がほぼ占めているのか、それとも満遍なくなのか。その辺分かるか。

子育て支援課長：3歳以上は、幼稚園か保育所に全員入っている。3歳以下、2歳、1歳、0歳児、うちは10か月からしか入れないので、それまではまず入ってこないが、10か月になってすぐ入ってくる子もいるし、それ以降入ってくる子もいるが、やはり3歳以上は全員、年齢が下にいくに従って入所率は少なくなっているというような状況である。

高橋委員：では、次の質疑で、保育施設の給食委託の運営状況の中で、社員の中で今年6月に1人が辞められたという説明があったが、その6月に辞めた人の代わりが町外者1名が入ったということであったが、要するにその仕様書の中の2番目にある従事者の変更届というのはきちんと受け取っているのか。

子育て支援課長：変更届というのは正式には受けていないが、住所など書いた名簿を変わるたびに出してもらっている。それで私のほうで町外の方が入ったとかこの人が辞めたというのを把握している。今言われたように、その仕様書の中で私のほうも不備があったかもしれないが、その名簿をもって届けみたいな形にさせてもらっているということである。

高橋委員：ちなみに、向こうの会社の委託先の会社のことなのだけど、この辞めた方、普通、雇用保険がかかっている、離職票というのは辞めた日付けですぐ出すものだろうと思うが、当人に聞くと、当人から言われたが、1か月经ってもなんぼ請求してくれないということがあって、その辺どうなっているのかというのを把握しているか。

子育て支援課長：申し訳ない、そちらのほうはちょっと把握していなかったが、私どもも正職員というか社員ということで聞いていたので、その辞められた方であるが。もう1人の方は社員でない方もいるが、社員となると当然離職票というかその辺は出しているものだというふうに私たちは思っていたが。ちょっとその辺は確認が取れていなかったが、その辺も確認してみる。

高橋委員：それでは、ちょっと違う質疑で。この業務従事者数という説明文の中で、社員（マ

ネージャー) 1名となっているが、これ委託仕様書には登場しない職業だと思うが。これは何する人であるか。

子育て支援課長：現場を統括するマネージャーなので、全てを統括する。今言われた離職票のこともそうであるが、そういうことも相談とか全てこの方がやってくれるのかなとは思いますが、私もいろいろと何かあるときにはこの方に連絡して、御相談させてもらっているというようなところで、統括マネージャーみたいなのところだと。

高橋委員：仕様書について、若干何点か質疑する。仕様書の8番、栄養士が不在のとき、施設長と協議を行い委託者が認める職務代理者を配置するとあるが、委託者が認めた職務代理者とは誰を指すのか。

子育て支援課長：調理師免許を持っている方について私どもは代理を認めているということにしている。調理師免許を持っている方が結構いらっしゃる。基本的に栄養士がいないということはまずないが、もしそうなったときにも必ず調理師、免許を持った人がいて、そういうことに詳しい者がいるということにさせてもらっているところである。

高橋委員：つまり職務代理者というのは従事している調理師免許所持者という認識でいいか。

子育て支援課長：はい。ただ、マネージャーも持っているので、マネージャーと栄養士が2人いないということはないというふうに私は思っているが。ただ、そうなったときにも調理師の免許を持った人は必ずいてもらうというような形で、基本的にはいないということはないというふうには想定しているが、どうしてもいなくなるときもそのことは守ってほしいということをお願いしている。

高橋委員：では、13番の委託者及び施設長との業務に関する情報交換を常にすること。これについては、もう結構時間が経っているので、その履歴というのはあると思うが、どんな形で残されているか。

子育て支援課長：毎月やっている給食会議というのがあって、そこに格施設長が来ているが、その議事録というのはもちろん残している。毎月の議事録としてお話しした内容を残している。ただ、所長が直接現場ですぐ話さなければならないこととかについては、こちらで議事録は残していないので。残っているものとしては、ちゃんとした会議でやった発言とか協議した内容というのは議事録で残している。

高橋委員：要するに、情報交換を行うということは不具合が出ないように先に先に課題を見つけていくということだと思うが、結局その課題をどのように会議というもので利用していくのか。その辺はきっちりした何か決まりというのはあるのかどうか。

子育て支援課長：今やらせてもらっているのは、例えば今日の食べ物はやちょっとこういう状況だったのでというような話があれば、私が聞いて支店長とかマネージャーに伝えて、こういう形だったので改善できるかというダイレクトにすぐ話すようなこともある。あと、各施設で保育士の意見とかも取りまとめてくる。この日の食事はちょっとこういうスープだったけど、子どもが食べづらかったとか固くてちょっと食べれなかったとかというのはまとめていただいて、それは給食会議であちらのほうの栄養士も含めてマネージャー、支店長にお話をして、次に改善してもらおうという内容とすぐ対応しなければならない内容と、あとはいろいろと1か月の中でいろいろとまとめたもののお話ということで分けているが、結構いろいろとダイレクトであるのは私のほうに所長からお話がきて、私のほうで支店長

にお話をして対応してもらおうということである。

高橋委員：最後である。15番の提供する牛乳については全て清水町内で購入すること。これについては間違いなく守られているのか。

子育て支援課長：私の認識しているところでは、昨年、最初は難しかったと。金額的にちょっと難しかったということである。町で仕入れるお金と民間の価格というか、差額があったりとかしてなかなか難しかったというふうに聞いているが、今は全部町内産というふうに聞いている。

委員長：そのほか質疑は。中河委員。

中河委員：私は学童クラブのほうについてお聞きする。9ページの職員数についてであるが、清水学童クラブの2号職員と1号職員ということで他施設との重複ありということでの施設が2つになっているが、職員は足りているのか。重複ということは学校のほうに行っていたら児童館のほうには行けないのか。それともそういうふうな両方とも行ったりもするような配置になっているのか。

子育て支援課長：1単位に2名というのが鉄則である。指導員の免許を持っている人とそれ以外の方でもいいという2名が1単位でいなければならないが、それでは足りないで、そこに2号の職員だとか代替職員を頼んで入れていっている。その代替職員が清水の子ども教室のほうもあるのでそれも含めている。子ども教室として来ている人もいたりとか、あとここの空いているときには幼稚園に行ったりとかすることもあるので、常にその現場にこの9名がいるわけではない、代替職員については休みの日もあるので。例えば週3回学童をお願いする、そのうち空いたときには幼稚園に行つてほしいというような方もいるので、そういう重複の話である。人数的には足りているかどうかという、本当はもうちょっといてほしいというのがあるが、不足というか、足りなくて分けているというわけではなくて、こちらの仕事がないときにこちらに行ってもらっているというようなことである。学童だけで登録しているわけではなくて、幼稚園も行っている人もいる。

中河委員：以前、学童をちょっと見せてもらったことがあったが、そのときすごい人数で、その中にたくさんでない先生がいたり、子育て支援課から来ていたり、そういう感じであった。今もそういうような格好でやっているのか。子育て支援課からの応援とかもあるのか。

子育て支援課長：昨年からであるが、足りないときは子育て支援課のうちの係長が行ったりとか、私も今回2回ほど行っているが、それは清水のほうである。御影のほうの話であるか。

中河委員：いえ、清水のほうである。

子育て支援課長：清水のほうは結構足りないときは子育て支援課の職員がお願いされて行っている。私も行っているで、やはりこの人数というのをそれで実感しているところもあるので、それは分かっているが。やはりどこがづらいかという、学童自体は大丈夫であるが、子ども教室とあとバス待ちの子どもたちが増えている、過去から比べると。前は元々うちの子育て支援課でなかった部分、社会教育が持っていたカワウソ広場だとかそういうのも全て受けていっているが、そのときよりもやはり人数が多分増えていっていると思うので、今ちょっと苦しくなってきたところもあるが。1番つらいのがその時間である。バスが出るまでと学校から帰ってきてバスを待っている、あと少年団に行くまでの子どもたち。この辺がすごい1番広がる場所である。だから、その人数が足りないで、例えば2

号職員の人は1日の仕事なので、2号の人をどんどん入れればいいのかというところではなく、やはり代替職員だとかそのタイムリーな時間に人数を増やせたりとかというのが必要だと思う。あとはほかの社会教育とかにも協力してもらいながら、何か違う前みたいなカワソ広場ではないが、そういう事業みたいなのをやったりとかというのも今後考えていかないとちょっと今膨れ上がっている。おっしゃる通り大変だということは認識している。

中河委員：そうすると、次のページの下の方に、10ページの放課後子ども教室児童教室というのを今実際にやられている。何か居場所づくりの事業というのは、今はもう前のようなカワソ事業はない。そのほかの代わりなのとか、そういうものはあるのか。

子育て支援課長：これ子ども教室という名前に変わっているが、放課後の子どもの居場所づくりということで国も制度を定めてやっている事業である。学童は先ほど言ったようにお父さん、お母さんがお仕事をされていて、保育が必要な子どもということで入っている。子ども教室は放課後の子どもの居場所を作るということで、前のカワソ広場みたいな感じのやつを継承してやっているものである。それは実際やっている内容は分けていないが、その場所に皆さん子ども教室の子ども来て、学童の子ども来て、バス待ちの子ども来ているので、皆で一緒に例えばバスケットをやったりとかそういうのも皆まとめて一緒にやっているが、この登録している人としては分かれている。学童として登録している子、子ども教室として登録している子、バス待ちとして登録している子と3つある。その子たちが一緒のところ集まって、同じことをやっているというような流れであるので、その時間がすごく膨れ上がってしまうということである。

中河委員：ちょっともう1つ。では、そういうものも併せて、たくさんになっている子どもに対しては人は今ちょっと不足した様子でやっているということである。バス待ちのバスに乗る前の子どもさんたち、少年団、そういうことではないか。

子育て支援課長：要は何人というふうなうちのほうで、例えば今日は2人代替職員に来てほしいとなっているが、ここでこの人たちが全員来ればいるが、この人が都合悪いときとかもある。休みになったりとか調子が悪いとき、そういうときに私たちが代わりに行くということなので、人数が足りていないということではなくて、その人たちが全て来てくれれば足りるが、毎日来るわけではない。この人たちは代替職員なので、この代替職員が週2回しか来れないとなったりとか、この2回来れるときの1日が来れなくなったというときに私たちが穴埋めに行くみたいな感じなので、皆さんが全て来てくれれば足りるということではある。

委員長：ほかに何かあるか。川上委員。

川上委員：まず最初の1ページ目からいくが、前回の常任委員会の所管事務調査の中でまず今回、職員の配置基準に関しての資料がちょっとなかった。前回ちょっと出してもらったが、今回実際に配置基準のほうは基準数に職員が達しているかどうかをまずちょっと確認をさせてもらいたいと思うが。

子育て支援課長：申し訳ない。配置基準のほうは示してなかった。例えば、0歳児には3人に1人だとかそういう配置基準である。配置基準に合わせて人を配属させているので、もちろん足りている。そこは足りていないと違反になるので、その基準は足りている。ただ、

正職員と2号職員で入れていくが、そこで休んだときに代替職員とかでうまく入れていくのである。なので、その人数を満たさないということはまずない。ただ、2号職員までで全員揃えらるとなると8人足りないということを多分お示ししたと思うが。足りないところはうちでいけば全施設で50人ぐらい代替職員がいるので、清水のしみず保育所については代替職員が21名ぐらいいるが、御影こども園も代替職員が12名ぐらいいるので、足りないところはその方かたちを入れて満たしているということである。

川上委員：当然、2号職員も入れた中では前回のときにも配置基準を満たしてはいるが。実際に職員数、実際どれぐらい今年足りないのか。去年は年度末で9人という、前回のときには2年度のときには職員3名、2号職員が3名不足する見込みであるということでも所管事務調査の中では出ていたが、今現在の不足数は何人ぐらいなのか、実際に配置基準上、教えていただきたいと思う。

子育て支援課長：今言ったように8名である。8名が足りないというような形である。ただこの8名というのは正職員で今休暇をしている人とかもいる。育児休暇が2人いたりとかそういう方とか、あと今年でいけばクラスの担当を付けない方とか今いる、全体を見渡せる保育士さんとか。というのも含めて調整して8名であるが。ただ、この今2名が戻ってくる、幼稚園も8月とかぐらいに戻ってくるし、またちょっと若干変わらと思うが、今現在では8名。正職4名、2号職員4名。

川上委員：いつも言っているが、なかなか採用がないということでもただ募集して待っていてもなかなか採用を受けてくれる人が少ないので、積極的に出て歩いてということでも前回もちょっとそういう話もしたが。そこら辺についてはどうであるか。

子育て支援課長：そういう学校とかにガイドブックとかをお送りして、周知はさせていただいているところである。あと、いろいろと個人的な声掛けとか、そういう分かる範囲で例えばたまたま休業している人とかそういう方を把握して声掛けをしていきたいとか。やはりそういうふうにとんどもこちらからも動いていかないと難しいなというふうにおっしゃるとおり思っているの、そういうところは進めていきたいなと思っている。

川上委員：そういった中で、実際に前回のときにも話が出たが、要するに今所長が1人と。結局、新保育所になっても所長が1人ということで、別に管理職を置くとかあと専任の事務職を置くということも。なかなか、保育士が増えない中では事務の負担軽減をさせるために、そういう配置もしたらどうかということでも前回の所管事務調査のときにもお話をさせてもらっている。その辺については検討か何かはされているのか。

子育て支援課長：まず、事務については事務専門の職員ということで2号職員であるが6月1日付けで採用させていただき、外回りとか事務を今メインでやっていただいている。あと、保育についても所長1人であるので、150名近くになってしまっているが、全部先生1人ということでは大変ということもあって前任者の方が進めていただいたが、フリーの職員を専門員ということで係長職とか、フリーの人で未満児担当、以上児担当ということいろいろと何かあったときにサポートしたりだとかいろいろ相談に乗ってもらったりということ、担当の張り付けでない職員も今2人配置させてもらって対応はしている。

川上委員：実際それでうまくいっているのかどうなのかという部分もあるが、そういうことで今やっているということであるということ、分かった。コロナ対応の中でちょっと2点ほ

ど。今回の中で消毒作業を先生方がやったということで、私はやはり、もし例えばその中の1人の人が濃厚接触者に該当していなくても、コロナの場合は分からない。感染していた場合、先生方に感染が広がるのではないかという、やはり。たまたまなかったからよかったが。消毒作業は専門の業者に委託するという方法とかは考えてはいないのか。

子育て支援課長：所長会議というのがあって、その話も議題に上げさせていただいたが、現時点では委託というのは考えてない。選択肢の1つとしてはあるかとは思いますが、今回、この間お話ししたとおり、ちょっと早めに動いてしまったところもあるが、濃厚接触者と分かる前にとりあえずそういう危険のない、1番そういう方に接してもその人が陽性とかだったとしても1番安全というか、そこの距離から離れている先生方を人数を最小限でやったということなので、やる方法としてはそういう方法か、委託ということもあろうかと思うが、まだちょっと委託というところまでは考えていないという状況である。

川上委員：ちょっとその辺いろいろ検討していただきたいと思うことと、もう1点、この間もお話したが、保護者の方から聞いたが、先生方も個人の携帯で連絡したと。この辺は今後どのように改善されていくか、もしあったら教えてほしい。

子育て支援課長：この間の議会の中でも御説明をさせていただいたが、私そのとき把握してなかったと話ししたが、確認したらやはり皆さんそれぞれの担当の子どもにかけてくれたということで、やはり時間を要するということがあったので、しみず保育所は2回線だと思う。それで1人ずつ電話しているとすごい時間がかかってしまうということもあって、新聞でも出ていたが、帯広もやはり時間がすごいかかったと。多分それ公用で電話したのかなと思うが。なので、自分の電話ですということはいいいことではないので、そこは何かできないかなということ、前お話ししたように一斉メールというのをまず登録してもらおうということで、電話で今回急いで話した内容についても一斉メールで送れる内容なので、そこを完備させてもらえれば3施設全部一斉メールのできる。電話については本当に電話で伝えなければならない内容以外は使わなくてもいいかなということ、まずはメールのほうを徹底させていただくということで今進めている。

川上委員：では、次に給食の関係である。今回この間もちょっとお話ししたが、委託内容はやはり少々変えるということ自体がどうなのかなと。これは給食であるが、例えば建物を建てるのに今鉄骨がないから木造に変えるとなるのかどうなのかという、これと同じことだと思う。これはちょっと問題なのかなということ、仕様書の中で栄養士がそれぞれの事務の分担があると思うが、業務分担表である。給食業務の総括管理や何かを含めて、これは献立は町の栄養士がこの辺を確認しているのかどうなのか、ちょっと教えていただきたいと思う。

子育て支援課長：仕様書を変えるということはおっしゃるとおりそんなに簡単にえられるものではないと思うが、今回、令和2年度中に変えたわけではなくて、令和2年度の評価としてはやはりこれは達成できなかった、なぜなのかということもしっかりと検証させていただいている。その理由としてはやはり1店舗あったところがなくなってしまったということで、業者としては町内業者を使うという考えは持っているのですが、それは私たちもなるべくできる範囲で町内業者を多く使ってほしいということで野菜とかについてもお願いしているところなので、そこは前向きに令和3年度については何かもうちょっとできな



なくなったのは仕方ないところがあるので、それに代わるものということで業者と話をしようという形で進めていきたいということである。なので、これ、書いていることができないからといって変えるということは当然思っていないので、できないから、そうしたらどうしたらいいのだからということではそこは変えていく。だから、この16項目あるうちのどこかの項目がこれできないのではと相談されても、それはできるように進めていくというのが当然である。ただ、この50%だけはどうしても難しいということでこれに代わる何かがないかということで、それこそ建設で鉄骨を木に変えるとかそんな大きな問題であれば、それ当然できないことであるから、これについては、できる限りこれに近づけられる内容で変更したということではちょっと御理解いただきたいなというふうに思う。あと、栄養士が確認しているのかということなので、栄養士のほうで町の子どもたちの体のエネルギーとかいろいろ調べて、それに合わせた栄養で献立を作っていく。それを町のほうで確認して、うちの栄養士がもし何かあれば指導するというような形で、うちの栄養士も目を通して、それをもって出しているのだから、向こうの栄養士に全て任せているわけではなくて、作るのには任せているが最終的に確認して判断するのはこちらの栄養士がやっているということである。

委員長：川上委員、要約してお願いします。

川上委員：こちらの栄養士というのは子育て支援課にいるのか、それとも保健福祉課にいるのか。

子育て支援課長：保健福祉課にいる。

川上委員：分かった。では、最後、もう1点だけ。今回仕様書を変えたということで、この仕様書の中身についての確認である。前回のときも出ていたが、いわゆる町が仕入先だとか生産地を確認するだとか食材の生産額を含めたトレーサビリティの取り組みも検討するということなのである。こちら辺は業者のほうからきちんとそういうものを求めるような形で子育て支援課のほうとしては業者のほうには話してはいるのか。それとも実際に来て、そういう報告を月ぎめにきちんと来るとか、そういうふうにはなっているのか。

子育て支援課長：答弁になるかは分からないが、一応この仕様書の遵守事項につく管理チェックシートというのを作っていて、私のほうで分かる範囲でその辺のことも記入するが、それであと向こうの担当者、支店長になるが、担当者のほうと協議して、これはこうである、ここを変えていくというのを評価してお互いちょっと印鑑を押して、来年に向けてしっかりやっていこうということで1年の反省というか、そういうことはしている。町内の業者からどれだけ入れたというのうちのほうから調査をして、向こうにどこから、三丁目広場からいくら入れた、何を入れたと、大雑把なものであるがそういうものをいただいて確認しているということである。

委員長：質疑をなるべく要約して、少なくとも5分ぐらいで終わらせていただきたいと思います。そのほかに質疑はあるか。

(なしの声あり)

委員長：それでは、これで説明員の説明を終了させていただく。この後、現地に行くので、1つよろしくをお願いします。どうも御苦勞様である。休憩する。

【休憩 10：50】

【現地視察】（役場発10:55～役場着11:58）

・清水児童会館（10:59～11:13）

・しみず保育所（11:17～11:47）

【再開 12:28】

委員長：それでは皆さん、大変どうも御苦勞様であった。ちょっと早いけれども、始めさせていただきますというふうに思う。再開する。

まず、まとめに入らせていただきたいと思う。まず、調査の継続あるいは終了、これを確認したいというふうに思う。この調査で何か御意見があったら。まだ内容的に足りないから、継続でやったらどうだということになれば、それでも結構である。深沼委員。

深沼委員：先ほどの質疑に関して、川上委員は、もっと聞きたいことはあったのだろうと思うし、それをなしにして、まとめるということにはならないのではないかなという気がするのだけど。だから、継続すべきかなという気がする。

委員長：分かった。川上委員はどうか。

川上委員：確かに中途半端なのだけれども、継続してまでやる必要あるのかなという部分で、一旦終了して、またちょっと時間を置いて、経過を見ながら、また新たに、その経過についてやるということでもいいのかと私は思う。

委員長：分かった。中河委員、よろしいか。

中河委員：今日、実際に見に行ったのだけど、学童なども、保育所も少なかった。全然少ないので、いつもの実態とは全然かけ離れているなど思う。学校のほうでやっている学童保育では本当に人数が多くて、実際に子育て支援課から手伝いに来ているという人たちは専門でもない。できれば、実際の姿を見たいなという、見たほうがいいのかという気がするのだけれども。だから、理想はもう一回、見れたらいいなということである。

委員長：その件については、先ほど、一番先に言ったように、密を避けるために、今回こういう行動を取ったので。大勢の中へ入って調査にはならないので。今のところは。だから、やるとすれば、このコロナが収まってからということになるのではないかと思うのだけれども。それらを含めて、中河委員はどういうふうに感じるか。いやいや、継続調査にしたほうがいいのかというふうに思われるのか。いや、1回、打ち切ったほうがいいのかというふうに思われるのか。

中河委員：どちらかといったら、やはり継続かなという感じはする。

委員長：中河委員が言ったように、もっと普段どおりの、大勢の子どもたちやら大勢の先生方、そういった姿を見たいのだという意見を言われたから、それは今、無理だと。これからコロナが収まってからなら分かるけど、現時点ではそういう姿は見られないということなのである。それでもなおかつ継続ということになれば、次の定例会までの間ということにならないかと。

中河委員：私が思っているのは、現実には本当に、学童の子どもがすごく多いところは、すし詰めだったような感じなのを、私は自分では1人では見てきた。だから、それを私は見ているからそうやって言えるけど、皆見ていない中では、そういうのは意見としては言えないものである。そうすると、現状の本当に大変なことを載らないというのは、せっかく視察で

見た中でのそれを反映できないのではないかなと思う。

委員長：中河委員の言うことは、十分は理解できるけれども、正直言ってそれを、そういう姿には当分ならないというものもある。コロナが収まらないことには、そういった姿は、調査はできないというものもある。だから、例えば継続という気持ちも分かるけれども、先ほど川上議員が言ったように、一旦、ここで終わらせて、改めて、何らかの形で再度やるというような方法もある。その点について、どう考えるか。

川上委員：ちょっとコロナの関係で、実際はなかなか難しいというのはあると思う。ただ、私も確かに質疑の中で求める今回の資料だけでは、ちょっと物足りない部分と、ほかのまだ質疑をしていない委員の皆さんもいるのであれば、9月までにもう1回こういう場を設けてもらって、可能な限り、見られるのであれば、見られるところまで見せてもらうかどうかという方法も、別にそれはそれでいいかなとは思っただけども。

山下委員：今、川上委員からもお話があったけれども、まだちょっと質疑が足りないという部分もある。そして、私も、深沼委員も時間の関係で、ちょっと控えていたという部分もあるんで。ちょっと質疑をしたい項目も持っている部分もあると思うので。期間が短いので7月中だとか8月の初めに、もう1回、担当者にお話を聞かせてもらえればなという部分が、ちょっとセットできれば、ありがたいと思う。そして現地については、今のコロナ禍の中では、やはりなかなか行くのは厳しいと思うので、現地については、もう今日でやむなしかなという気はする。現地については、コロナ禍の状況を考えた中で、土曜日に設定してやっている。それから、保育所にしても学童にしても、そういった設定の下でやっている。平日にというのは、もう今の状況では、ちょっと厳しいと思われるので。質疑だけは、ちょっともう少しできるのかなという気はするので、できれば皆さんの御意見いただければなと思う。

委員長：分かった。深沼委員、どうだろうか。

深沼委員：私は、何点かだけちょっと聞こうと思っていた部分があったのだけど、この場では聞けなかったのだけど。先ほど、学童とか行っている間に、課長とかにちょっと聞いたかった部分は、個人的に聞いた。そこで、中河委員が言うように実態を見るのであれば、やはり、どういうふうな状態かというのを見たほうがいいに越したことはないのだけど、やはり皆さんの言うように、このコロナ禍では、なかなかそういった部分は難しいのかなと。継続か継続でないかといえ、どうなのかな。一旦、切るのもいいのかなと思う。

委員長：皆さんの御意見を伺うと、やはり、これで終わるといふことにはちょっとならないなと思うので、一応、継続審査という形を取りたいと思うのだけど、これは時期的にいつ頃がいいか。山下委員。

山下委員：私は、この8月の初めぐらいまでにもう1回、担当の話をお聞かせしてもらえばいいなという意見。あと、施設については、子どもたちはいなかったけれども、スペースのなんとなく雰囲気も分かったし。あの中での人数というのも想像しながら、考えていくと思っているので。8月の初め、お盆前に、ちょっと1回、担当課の話をお聞きたいなと思う。歩いている間に、ちょっと聞けばよかったのだけれども、それはできなかった。

委員長：分かった。川上委員どうだろうか、時期的なこと。

川上委員：相手方に合わせるような形でいいと思う。

委員長：高橋委員、どうか。一応、継続審査というような形を取りたいと思うのだけれども。

高橋委員：中河委員は、とにかく皆にその困っている現地を見てほしいということなのだから、それは8月にやらなくても10月でもいいのではないかと。そのときには、もしかしたら、それが可能になるのかもしれないし。なぜ、そんなに結果を急がすのかというのが分からないし。皆が納得するように調査して、それを報告書にまとめるべきだと思うので。結論を出すのは、可能であれば、中河委員の気持ちを尊重してやるべきではないかなという気はするけど。

委員長：12月定例会までの閉会中の継続調査としたほうがよいか。中河委員の言うようなことは、12月定例会まで引っ張ってもどうか分からなけれども。やれる可能性というのはあるかもしれない。

中河委員：そう思う。先ほどの保育所の話が出ていたけれども、やはり見る者が少ないということでの事故である。やはり学童も、遊び盛りの子どもたちを、子育て支援課から来て見るというのは、本来は違う。そういう人たちも手伝わなければならない中でやっているという、やはり実態をきちんと見て。本当に事故というのは、嚙下、そういう事故ではないにしても、ぶつかったりとか、たくさん子どもがいる中では、そういうものも起きる可能性はあるので。やはり、保育所の先生方をきちんと配置するというのは、大事なことではないかと思う。ということで、実態を見られれば、余計いいと思う。

委員長：そんなようなことで、皆さんいろんな御意見があろうかと思うけれどもどうか。

川上委員：12月まで延ばすのであれば、これに関する一般質問は今度ができなくなるような形にはなる。そこまで延ばす必要があるのかなというの。ある程度、今日は聞いた部分はあると思う。そういった部分では、あと残りの部分を聞くだけで、私はそれでいいのかなとは思っている。そして、9月までには、もうまとめてしまうというようなことでいいのかなと思う。

委員長：ほかに意見はあるか。山下委員。

山下委員：継続しても、現地の部分については、ちょっと不透明な部分があるし。そして、中河委員の意向としては、1回、現地を見たいということだけれども、はっきりしてから、またこの審査の土台に上げたほうが。1回区切りをつけていかないと、今の時点でどうだという部分の区切りをつけたほうがいいかなという気がする。そして、町に申入れするのも、やはり現時点での話をして、報告をして。そして、また改めて、現地を見られるようになったときに、改めてこの調査項目に入れてもいいのかなという気がするけれども。

委員長：ということなのだけれども、どうだろうか。中河委員、いろいろと思いはあろうかと思うけれども、どうだろうか。

中河委員：それでは、先ほどの子育て支援課長も、現状は言っていた。自分たちの子育て支援課から応援に行っていると。それは、現実に先生方が足りないということは確かなので。そのところを早急に解決するような、そういう調査内容になるのだったら、それでいいと思うけれども。

委員長：9月の定例会までに、もう一回説明を聞くということにするか。これだけで終わってしまうのはよくないので、もう一回内容を調査したいのだろうと。山下委員。

山下委員：先ほど私が言ったように、8月の初め、9月の定例会までに、もう1回、再確認をして、それから9月に報告するという形にもできるか。現地に行けない状況の中での再確認。

委員長：そうすると、9月の定例会前にもう1回、再度、内容を聞かせてもらおうと、調査になる。もう一度、内容を聞かせてもらおうという機会をつくるということで、よろしいか。

中河委員：はい、そうである。先ほど、学童保育所の所長が、写真をああいうふうに撮ってきてくれたのだけれども。ああいうような資料、普通の日の状況はこうだっというような写真も見せてもらったりすれば、そういう中で説明を受ければ、もっと、より具体的ななというか、出せるのではないかと思う。

委員長：いろいろと方法はあろうかと思うけれども、そこの辺も一応、検討しながら、再度、説明を聞かせてもらおうという機会をつくりたい。その説明を聞いた上で、再度、まとめに入ると。そういう方法でいいか。

(はいという声あり)

委員長：もう時期的なことについては、こちらばかりではなくて、向こうの都合もある。最終的に、中途半端に終わるのはどうかなあということで、一応、今回は継続審査ということで収めたいというふうに思う。後日、次の定例会9月から12月の間に、再度、継続審査で行わせていただくと。そういうスケジュールでやりたいと思うが、よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そういうことで、ひとつよろしく願います。長い時間いろいろとご検討いただいた。それまでになれば、コロナのほうもちょっと変わってくるかもしれないので。何とかいい方向に向かうように願っている。

川上委員：ちょっと資料を求めたいと思う。今回、職員の配置基準、前回の調査のときには出してもらったので、同じような形で最新の職員の配置基準と実際の配置の部分を出してもらおうということと。もう一つ、やはり給食の食材、今年4月から、期間を延ばせば7月まで出てくるかどうか分からないけれども、実際に地元のもものがどれぐらい使われているか。例えば、ジャガイモ何トンだとか、何キロだとか。できる限り具体的な数字を、もし、出してもらえるなら。1月ごとでいいのだけれども、そういうのを出してもらいたいなど。可能な限り。

委員長：川上委員から、地元食材の関係資料と職員の配置の関係の資料請求があった。そのほかに特にはないか。

(なしという声あり)

委員長：そういうところで、12月定例会までの閉会中の継続調査とし、次回の調査委までに、新たに、地元食材の関係資料と職員の配置の関係の資料を求めることとする。

## (2) その他

委員長：そのほかないか、何か。

(なしという声あり)

委員長：ないようであるので、これで本日の厚生文教常任委員会は終了する。

【閉会 13:06】